

## 水素社会の実現に向けた東京戦略会議設置要綱

(制定) 平成 26 年 4 月 24 日付 26 環エ計第 47 号

## (目的)

第 1 条 水素社会の実現に向け、水素エネルギーの利活用の可能性、課題等について産学官が一堂に会して議論し、普及に向けた戦略の共有及び機運の醸成を図ることを目的として、水素社会の実現に向けた東京戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

## (所管事項)

第 2 条 戦略会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会における水素エネルギーの利活用に向けた環境整備
- 二 2030 年を見据えた将来の水素エネルギーの利活用の可能性及び課題
- 三 その他必要な事項

## (構成)

第 3 条 戦略会議は、知事が別に委嘱する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 第 5 条第 1 項に定める座長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

## (座長)

第 5 条 戦略会議に座長を置き、知事の任命によりこれを定める。

- 2 座長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

## (召集)

第 6 条 戦略会議は、座長の命を受け、知事が召集する。

## (会議の公開)

第 7 条 戦略会議及び戦略会議の資料は、公開する。ただし、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。

(謝金の支払)

第8条 知事は、委員又は第3条第2項の規定する委員以外の者であって戦略会議に出席したのに対し、謝金を支払うことができるものとする。

(事務局)

第9条 戦略会議の庶務は、環境局都市エネルギー部計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則 (平成26年4月24日付26環エ計第47号)

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。